

投票区名	1995		1999		2003		市議選不在者投票数		
	有権者数	投票率	有権者数	投票率	有権者数	投票率	男	女	計
弘治	4,978	57.23	4,907	59.87	4,838	55.42	190	188	378
長橋	5,393	71.46	5,137	72.34	5,059	68.20	344	383	727
萩之茶屋	15,819	23.23	16,985	24.46	18,000	26.01	676	182	858
今宮	8,662	50.57	8,637	52.39	8,012	48.32	353	299	652
津守	2,680	62.87	2,656	65.32	2,458	59.68	93	131	224
北津守	2,869	72.71	2,620	74.85	2,348	70.83	78	102	180
天下茶屋	9,118	56.78	8,837	59.93	8,409	55.05	378	381	759
合計	107,924	52.81	106,954	54.16	106,073	49.75	4,591	4,623	9,214

11月9日は、第43回衆議院議員総選挙投票日

投票に行こう！西成区最大の票田の存在を知らしめるために！

皆もよく知っているように、釜ヶ崎支援機構は、萩之茶屋投票区の投票率がこれまであまりにも低すぎたことから、このままでは政治家が本気になって対策の実現に力を貸してくれないおそれがあると考え、今年4月の市会・府会選挙では投票行動をよびかけました。

結果は、大成功だったといえると思います。なぜなら、西成区全体として前回の地方選挙の投票率より下がったのに、唯一、萩之茶屋投票区の投票率だけが上昇したからです。(上の表参照)

99年と4月の投票率の差は、1.55%ですが、西成区全体の投票率が4.1%下がっていますから、貢献度は、5.96%とみなすことができます。票で言えば、千票の増加ということなのです。

今回は、衆議院議員を選ぶ国政選挙です。皆が就労している仕事の予算(緊急雇用創出基金)は、国の予算です。来年4月からの1年間でなくなります。

輪番就労の仕事を確保し続けるためには、国会で新しい予算をつけて貰わなくてはなりません。そのためには、国政に強い関心を持つていることを、高い投票率で示す必要があります。

あらためて、多くの仲間が、投票に行かれるよう呼びかけます。

今回の選挙は、「小選挙区比例代表制」によるもので、「比例代表」では政党名を記入し、「小選挙区」では候補者氏名を記入することになります。いつてみれば、二票あるよなものなのです。

一般的に、この選挙制度は、「ねじれ」をおこしやすいものといわれています。支持する政党と、地元選出議員としてお世話になっている人の所属する政党が一致しない場合が、往々にしてあるからです。二票が別々の動きをする。それが可能な選挙制度です。

いずれにしても、大切な選挙、個人個人の判断で、投票を。大切なのは、投票率の上昇で存在感を示すことです。

＜第4 3 回衆議院議員総選挙＞（総務省ホームページより）

「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つの選挙を同時に行います。

「小選挙区選挙」においては、1 選挙区から1 人の議員を選出します。

投票に当たっては、所定の投票用紙に「候補者氏名」を記入して投票してください。

「比例代表選挙」においては、全国11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員を選出します。

投票に当たっては、所定の投票用紙に「政党等の名称」（又はその略称）を記入して投票してください。

選挙区ごとに投票できる政党等については、こちらをご覧ください。

＜第1 9 回最高裁判所裁判官国民審査＞

最高裁判所の裁判官が適任かどうかについて有権者の判断を問う審査です。罷免すべきと考える裁判官について、投票用紙の記載欄に「×」の記号を記載して投票してください。

＜投票時間は午前7時から午後8時までです！＞

- 夕方まで仕事がある方や、昼間お出かけの予定のある方は、用事などを済ませてから投票に行けます。
- また、投票所へは、小さなお子様と一緒に入場できます。怪我や病気などで付き添いや看護が必要な方も、付添人、看護人の方と一緒に入場できます。

衆議院名簿届出政党等(近畿選挙区)の名称及び略称の一覧表

近畿選挙区に含まれる都道府県 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県			投票日に仕事やレジャーなどの予定のある人は不在者投票ができます。		
			不在者投票期間 衆議院議員総選挙 10月28日(火)～11月8日(土) 最高裁判所裁判官国民審査 11月2日(日)～11月8日(土) (土曜・日 午前8時30分～午後8時まで 曜・祝日も)		
届出番号	名称	略称	[市外から転入した方]		
1	みんなの 民主党	みんなの 民主	転入届出日	投票場所	備考
2	しゃかい 社会民主党	しゃ 社民党	7月27日以前	当該区	
3	じゆう 自由民主党	じ 自民党	7月28日以降	前住所地	前住所地の名簿に登録されていること。
			[市内で移動した方]		
4	こうめい 公明党	こうめい 公明	新区への転入届出日	投票場所	備考
			10月13日以前	新区	旧区の名簿に登録されていること
			10月14日以降	旧区	旧区の名簿に登録されていること
			[区内で転居した方]		
5	にほん 日本共産党	きょう 共産党	転居届出日	投票場所	備考
			10月13日以前	新投票区	当該区の名簿に登録されていること。
			10月14日以降	旧投票区	

■第3区選挙区(大正区、住之江区、住吉区、西成区)

届出番号	立候補届出氏名	性別	年齢	党派	現・元・新の別	住所	ふりがな
	(通称)				職業		届出の別
1	めぐむ つじ 恵	男	55	民主党	新 政党	大阪市住之江区粉浜1丁目25番1号 ハイムグランデ1302	つじ めぐむ 辻 恵
2	まさひろ たばた 正広	男	63	公明党	前 政党	大阪市西成区岸里東2丁目15番14—506	たばた まさひろ 田端 正広
3	よしたか あだち 義孝	男	48	日本共産党	新 政党	大阪市住之江区浜口西1丁目17番16号	あだち よしたか 安達 義孝

美しい福祉相談のあり方とは・・・ノン・アルコールで

「気恥ずかしくて、素面でいけるか」、「これは夕べの酒の・・・」は、やめて！

皆もよく知っているように、釜ヶ崎支援機構では、60歳以上を中心に、生活保護相談を受け付けている。相談を受け付けているのであって、別に取って食おうという話ではない。まあ、こんな相談、しよつちゆうするわけではないから、多少身構える気持ちは、判らないでもないが、一杯引っかけて勢いをつけてきたりするのにはやめて欲しい。酒(日本酒・ビール・焼酎など)アルコールを含む飲料すべてを飲んでる当人は、素面の時と何の変わりもないと思ってるが、声が大きくなったり、話が行きつ戻りつして必要な情報にたどり着かないなど、段取りよく話が進みにくい。

酒の匂いをさせて、不動産屋さんと話したり、区役所に行って話をするなどできないことは、「世間一般の常識」を持ち出すまでもなく誰でも判っているはずだ。

一口に、「阿倍野のハローワーク(職安)に5回行って」といっても、慣れないことだし、日々の稼ぎの心配もしなければならぬで、大変なことだと思ふ。夜から朝方にかけて、缶詰をし、夕方に職安通いの仲間もいれば、節約してお金を貯めて、一気に職安通いに集中する仲間もいる。中には、職安に通ってもいないのに、先に不動産屋に話をし、見積もりを取る仲間もいる。これは、手順前後で、不動産屋さんに迷惑をかけることになるのでやめて欲しい。せつかく職安に行っても、肝心の「求職票」を作ってもらわずに帰ってくる仲間もいる。

職安に通うのは、求職努力を目に見える形で示すためだ。必ず、「求職票」を作ってもらい、スタンプを押してもらおう。できるときは、会社を紹介してもらい、職に就く努力を具体的に試みよう。結果がダメでも、「だからこそ、生活保護がある」ということなのだから。

「生活保護申請のための基礎事項記入票」を眺めて、とても書ききれない、と、ため息をついている仲間もいるかも知れない。最終的には、釜ヶ崎支援機構へ相談に来てもらって、話をしながら記入することになるので心配しないで欲しい。

- *酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。
- *生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。

文字情報が苦手な仲間のために休憩時間に経験公開を

60歳以上の仲間には、概ね「生保申請手続き書」がわたっていると思う。まだの人は事務所でもらって下さい。

「生保申請手続き書」には、すべてフリガナがふつてあるが、ちよつと情報量が多い。なかには、あれを見るだけで手を出しかねている仲間もいるかも知れない。そんな仲間を「切り捨て」にしないためには、会話による情報伝達が大切になってくる。もつとも、そのためには情報を伝える者が正確な情報を理解していることが肝心で、往々にして与太話ばかりが一人歩きして、後で訂正することに苦労することもある。

無難なのは実際に体験した人の話だと思う。とりあえずうまく手続きが進んでいる人の話なら、そう大きく間違つた話にはならないだろう。

幸いなことに、輪番就労の仲間の中には体験者がいる。生活保護受給者は輪番就労には来てはいけないことになっているが、手続きは

区分	保護世帯数(h15.7)	世帯数(h15.8.1)	保護世帯率
北区	1,871	51,184	3.7
都島区	1,667	45,061	3.7
福島区	397	27,173	1.5
此花区	1,166	27,926	4.2
中央区	1,288	33,169	3.9
西区	512	34,164	1.5
港区	1,733	38,049	4.6
大正区	1,303	31,456	4.1
天王寺区	1,275	28,524	4.5
浪速区	2,766	31,981	8.6
西淀川区	1,567	40,561	3.9
淀川区	2,293	84,868	2.7
東淀川区	4,106	90,255	4.5
東成区	1,352	35,513	3.8
生野区	3,757	60,142	6.2
旭区	1,872	44,684	4.2
城東区	2,001	71,198	2.8
鶴見区	1,019	41,084	2.5
阿倍野区	1,684	47,263	3.6
住之江区	2,374	55,438	4.3
住吉区	4,174	73,430	5.7
東住吉区	3,372	61,081	5.5
平野区	4,851	83,310	5.8
西成区	17,463	76,948	22.7
区計	65,863		
更生相談所	3,549		(27.3)
総計	69,412	1,214,462	5.7

終わつたが、まだ生活保護のお金が入っていない人は来てもいいことになっている。不幸なことには、様々な理由で生活保護廃止になって、カードを復活し、就労に来ている仲間もいる。そういう先行者の体験談は、後に続く者にとつては良くも悪くも参考になる。文字情報が苦手な仲間にとつては、手がかりとなる。ハローワークではどのように話をした。どんなことを言われた。不動産屋とは

どうだった。区役所ではどんな話になって、ケアセンター入所後、敷金支給まで何日くらいだった。市更相ではどうなって、その後ケアセンターに入って、敷金支給後、西成区役所に行った。そんな情報は、これから取り組もうとする仲間の参考になるだけで、やればできるという目安にもなる。もうすでに活発に行われていることかも知れないが、なお一層の情報交換を。

仲間の中には、「生活保護を受けるのは恥ずかしい」と思っている者もいる。「赤信号、皆でわたれば怖くない」という話では決してないのだが、西成区では、更生相談所の保護を含めると、全世帯の四分の一以

上が、生活保護を活用して生活している。上の表の数字が、そのことを示している。西成区に高齢者が多いこともあるが、政府が雇用対策・就労事業の実施を怠っている結果だ。やむおえない選択であっても、恥ずかしい選択では決してない。

市長選でも話題のホームレス対策

中には随分なことを言っている候補も！

みな 皆もよく知っているように、釜ヶ崎支援機構
では、選挙がある時期には投票に行くように呼
びかけている。いつも書いてあることだが、萩
之茶屋投票区は、西成区で最大の票田である。
だが投票率はかなり低い。その原因は、单身男
性の投票率にあることは明らかだ。ようする
に、日雇労働で働く仲間や野宿を余儀なくさ
れている仲間が、投票に行っていないと言っ
と。

その弊害は、この街で多数派であるのに、声が
あまり取り上げられにくいと言っている。声
があまり取り上げられにくいと言っている。自
己の当選に結びつく人々、投票行動を常におこ
なう人々を

重視する。政治家がそうなら行政もそうなる。
街の多数派の声がそれにふさわしい扱いを
受けるようになるための一つの方策として、投
票率を上げる必要がある。(勿論、投票する
だけでなにかもまくいくわけではない。)
裏面に、毎日新聞が立候補者に出した質問の
回答を掲載したものの一部を転載してある。ホ
ームレス問題、景気・雇用問題についてのもの
だ。中には随分な回答もある。公職への立候補
者は言いたい放題、その発言をけしからぬと選
挙期間中に追求してまわることが選挙妨害に
なるらしいから今は何ともしがたいが、こうい
う声を封じるためにも投票率アップを。

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。**

***生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**

第二の人生

◆路上生活者に就労訓練

タイ国軍が、首都バンコクで路上生活を送っていた人の社会復帰を支援するため、就労訓練を実施している。タイ紙プチャカーンが伝えた。

訓練は計13週間。うち3週を本格的な訓練に入る準備に、2週を社会生活に戻る助走期間にあてる。対象者約320人が、タイ式マッサージ、タイ料理、理髪などの技術を習得する訓練プログラムを軍施設2か所で受講中という。

軍当局者によると、路上生活で心身のバランスを崩している人が多いため、めい想や朝の運動も導入。規律を重視する軍施設内で生活習慣の改善を進める点が特徴というが、「訓練を終えても職や生活資金がなければ、社会復帰するのは難しい」と指摘する声もある。(バンコク支局)

11月30日(日) 大阪市長選挙の投票日

投票にいっしょ！

11月9日に、衆議院議員選挙が終わったばかりですが、11月30日は大阪市長選挙の投票日です。

市議員・府会議員選挙の時は、それなりに候補者が釜ヶ崎の中に入ってこられたので、投票率が若干上がりました。

衆議院選挙では、立候補者がほとんど地区内に入ってこられなかったせい、萩之茶屋投票区の投票率は、本当に微増にとどまりました(下がらなかつただけです)。市長選挙では、立候補者が釜ヶ崎にく

ることは、ありそうにありませんが、左の回答を参考に、是非とも投票に行きましょう。野宿していても、住民票の所在がはつきりしていれば、投票することができま

投票区名	2003市議選		2003衆議院選(小)	
	有権者数	投票率	有権者数	投票率
弘治	4,838	55.42	4,855	55.96
長橋	5,059	68.20	5,118	65.83
萩之茶屋	18,000	26.01	18,206	26.12
今宮	8,012	48.32	8,181	50.14
津守	2,458	59.68	2,446	58.95
北津守	2,348	70.83	2,326	67.54
天下茶屋	8,409	55.05	8,353	56.67
合計	106,073	49.75	106,831	50.54

質問

国内最大のホームレス問題や全国より高い失業率など、景気・雇用問題にどう対処するか。



渡辺 武候補

既存の中小企業への支援、融資制度の改善、支援センターの創設や区役所に経営相談の部門を設置するなど、中小企業予算の増額。ホームレスの人たちへの就労支援、若者の雇用確保のため職業訓練・補助金などの特別対策



小谷豪純候補

この現状なら、ホームレス天国大阪は、全国の2分の1のホームレスが集まるのは時間の問題でしょう。それを防ぐには、断固として大阪市は不法に占拠しているブルーシートを撤去の上、一般市民の生活を守ります



中川暢三候補

ホームレス問題は行政の無為無策の象徴でもある。財政出動よりも投資優遇、固定資産税非課税、市民税還付、規制緩和などで景気回復を促しつつ、公共サービスの多くを民間に開放し、特に環境、リサイクル関連産業での雇用を拡大する



関 淳一候補

新産業の創造や中小企業の競争力強化等による経済の活性化を図り、今後4年間で5万人の雇用創出を目指します。また「ホームレス支援協議会」を設置し、自立支援センターの定員を大幅に増やすなど、ホームレスの自立を支援します



羽柴秀吉候補

野宿生活者に対して、再教育、訓練施設を整備提供し、自立できるよう指導していく。大阪の再生は中小企業の元気にかかっている。中小企業の設備、技術開発、経営改善等に対し、助成金、補助金等、行政が手助けする制度を確立します

03大阪市長選

任期満了に伴い30日に投票される大阪市長選には無所属の新人5人が立候補した。(届け出順)

候補者アンケート

12月8日から、特掃事務所の場所が変わります

にしなりろうどうふくし
西成労働福祉センターで紹介票をもらった後、少し遠いですが、

はぎのちややえきちか
萩之茶屋駅近く、
みなみしよくあんあと
南職安跡の一時特掃事務所で受付を！
(地図参照)

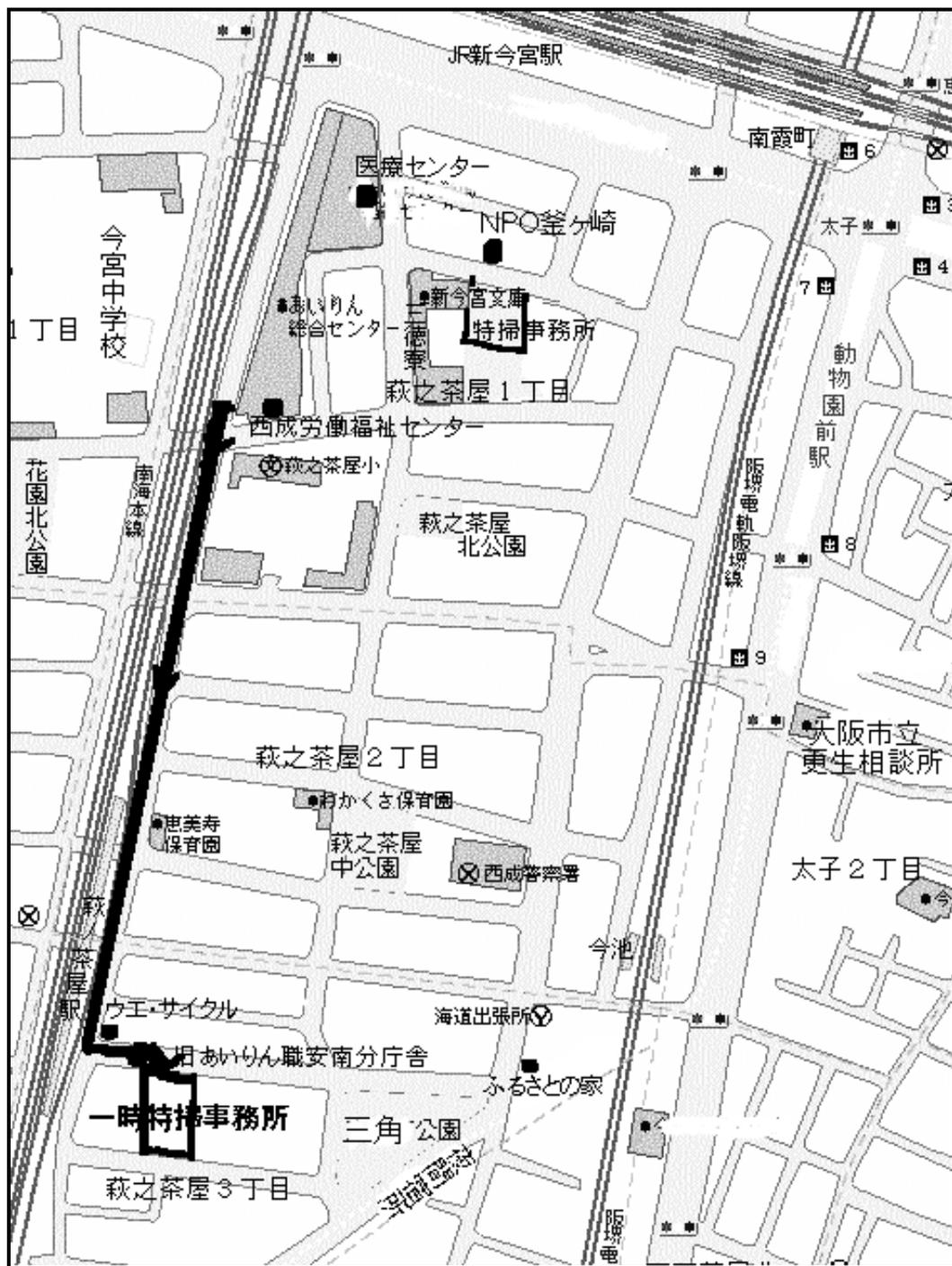
とくそうじむしょ
特掃事務所の場所が一時、移動します。移動する先は、南海電車萩之茶屋駅近くの南職安跡地です。

にしなりろうどうふくし
西成労働福祉センターで紹介票を受け取ったら、少し遠いが、南海本線に沿って南へ、萩のちややえき
萩之茶屋駅を越えて二つ目のT字路を左、南職安跡地の一時特掃事務所で受付をして下さい。

ちいさがい
フェスティバルゲートも、草刈りも、道路も、地域外も、センター清掃以外はすべて、新しい受付場所に行ってください。

あたらしいばしょ
新しい場所での受付は、二ヶ月間の予定です。二ヶ月後には、再び三徳寮横の特掃事務所に戻ります。

いちじいどう
一時異動の理由は「夜間宿所」建設工事のためです。ご協力をお願いします。



「夜間宿所」が「三徳」横に増設されて、合計千人規模に

近隣住民・町会の理解と協力にも感謝を！ 周辺に配慮した利用を！

現在600人が利用している三角公園南の「あいりん臨時緊急夜間避難所」は、当初、今年の3月までの期限つきであったが、周辺住民の協力で3年間延長されることになって利用し続けているものだ。

「三徳寮」東に建てられている大テントやアルジェリア・テントを使って、850人の寝場所が確保されていた時でも、秋の終わりから梅雨時にかけて、100人、200人とアブレる人が出た。

アルジェリア・テントが使えなくなり、大テントも使えなくなり、中之島の大テントはあるものの、釜ヶ崎の中の寝場所はかなり狭まった状態が続いているといえる。

「センター夜間開放」の時には、1000人が寝たことを考えれば、寝場所の確保は切実な課題であり続けている。

その寝場所が、ようやく増えそうな配が見られるようになった。三徳横に、400人利用可能な夜間宿所が建設される。三角公園南の夜間宿所よりちよつと変わったものになるようだ。利用開始は、月中旬の予定とみられる。

寝場所が千人規模で確保されることになれば、センター周辺を取り囲む長時間の列、場所取りも緩和するものと思われる。周辺住民の中には、夜間宿所は野宿問題の根本的な解決にはならない、今宮中学校周辺や釜ヶ崎地区内の状況を大きく改善することにつながる、という意見もあるようだ。

誠にもっともな意見であると思う。釜ヶ崎支援機構も、仕事による解決を求めている。臨時緊急避難的な寝場所対策が、一日

も早く必要でない状態になることを望んでいる。しかし、まだまだ寝場所対策が必要な状況である。今後も、理解ある近隣住民、町会と力を合わせて、抜本的解決に向けて力を注いでいきたい。

利用開始は、まだ先の話だが、利用に当たっては周辺に迷惑のないように充分配慮することが必要だ。

新しい夜間宿所の周辺には、簡宿もあればコインロッカーもある、喫茶店もある。営業される方がもっとも嫌うことは、入り口がふさがれることだ。整理券を配ってから入所までの時間をなるべく少なくすれば、入り口で待つ人数も少なくなると思われるので、運営の点でも努力するが、利用する人も、気を付けてもらいたい。

生活保護申請、年内は12月12日まで！

年内に敷金や生活費の支給を受けようとする、12月12日までが限度のようだ。それ以降になると、来年回しになる。生活できなければ仕方がないので、生活保護申請を年明けまで延ばさざるを得ない。それまでは、ケアセン・臨泊でつなごう。

今年も残り僅かになってきた。年末年始は、役所の窓口も休みが長い。せつかく生活保護申請しても、お金が入ってこない、申請する意味がない。

ねんまつ りんばんしょうかい 年末のセンターでの輪番紹介は？

ねんまつねんし にしなりろうどうふくし がつ にち にち がつ
年末年始、西成労働福祉センターは、12月28日(日)から1月4
にち にち しょうがつやす
日(日)まで正月休み。

とくそう しごと ねんない にち としあ にち
特掃の仕事は、年内は30日まで。年明けは5日から。

というわけで、26日と27日で6日分の紹介をすることになる。

ばんごう まわ き にちかん ばんごう ひとまわ
番号の回りに気をつけよう。この2日間で番号が一回りする。

がつ にち きん しょうかいぶん 12月26日(金) 紹介分

にち きん しゅうろうぶん どうろ ち いきがい せいそう
26日(金) 就労分の道路・地域外・ゲート・センター清掃

にち ど しゅうろうぶん どうろ ち いきがい せいそう
27日(土) 就労分の道路・地域外・ゲート・センター清掃

にち にち しゅうろうぶん せいそう
28日(日) 就労分のセンター清掃

にち どうじつしょうかい おこな いったんしょうかい う き つぎ にち
26日の当日紹介を行い、一旦紹介を打ち切って、次に27日の
しょうかい おこな いったん う き さいかい にちぶん しょうかい
紹介を行う。そこでまた一旦打ち切り、再開して28日分の紹介を
おこな き にちしょうかいぶん とき じぶん ばん
行う。気をつけなければならないのは、26日紹介分の時に自分の番
ごう と おな ひ しょうかい にち
号が飛んでしまったら、同じ日に紹介しているからといって、27日
ぶんしょうかい とき の おく はい
分紹介の時に乗り遅れで入ることはできないということだ。

にち にち しばん にち しばん にち しばん
26日には26日の始番、27日の始番、28日の始番があること
の おく ちゅうい
になる。乗り遅れに注意！！

がつ にち ど しょうかいぶん 12月27日(土) 紹介分

にち げつ しゅうろうぶん どうろ ち いきがい せいそう
29日(月) 就労分の道路・地域外・ゲート・センター清掃

にち か しゅうろうぶん どうろ ち いきがい せいそう
30日(火) 就労分の道路・地域外・ゲート・センター清掃

にち にち しゅうろうぶん せいそう
1月4日(日) 就労分のセンター清掃

にち にち おなじ かた しょうかい にち にち
27日も26日と同じやり方で紹介される。27日には29日の
しばん にち しばん がつ にち しばん
始番、30日の始番、1月4日の始番があることになる。

がつ にち げつ どお しょうかい しゅうろう
1月5日(月)から、いつも通りの紹介にもどる。くれぐれも就労
どうじつ しょうかいひょう
当日まで紹介票をなくさないように！

ねんまつ りんばんしょうかい しょうかい
年末の輪番就労の紹介は12月27日まで
とくそう しごと
特掃の仕事は30日まで。
としあ
年明けは、紹介も仕事も1月5日から

NPO 釜ヶ崎・現場通信 65号裏 (2003年12月15日)

南港臨時宿泊所の受付は12月29・30日、利用期間は1月7日朝まで
年末年始はとりあえず、三食 風呂付の臨時宿泊所ですごそう

12月29・30日の受付当日は、受付の後、歯科診療所(センター西)前から臨泊までのバスが出る。受付が終わったら、なるべく早くバスに乗ろう。毎年、乗り遅れる人がいる。

1月4日からは、朝4時に、センターに向けてバスが出る。帰りは午前11時に、歯科診療所前からバスが出る。12月30日だけ、輪番就労のために、釜ヶ崎支援機構がバスを出す。

外出するのに、地下鉄「花園駅」-「住之江公園」-南港ポートタウン線「フェリーターミナル」-市バス16「南港バスターミナル」-「南港南6」を使うと、片道470円必要となる

南港臨時宿泊所受付について

今年も、「年末年始に仕事が得られないため、自ら食及び住を求めがたい」人に対する南港臨時宿泊所が設置される。

期間=12月29日(月)~1月7日(水)

利用可能人員=2,800名

短い期間だが3食提供され、風呂もある。正月間はできるだけ臨時宿泊所ですごそう。

受付方法

例年前日から列ができるが、列に並ぶのは早くても28日夜9時から、下記の図のように、市更相前の地下鉄入口北側を先頭に、4列で並んでください。

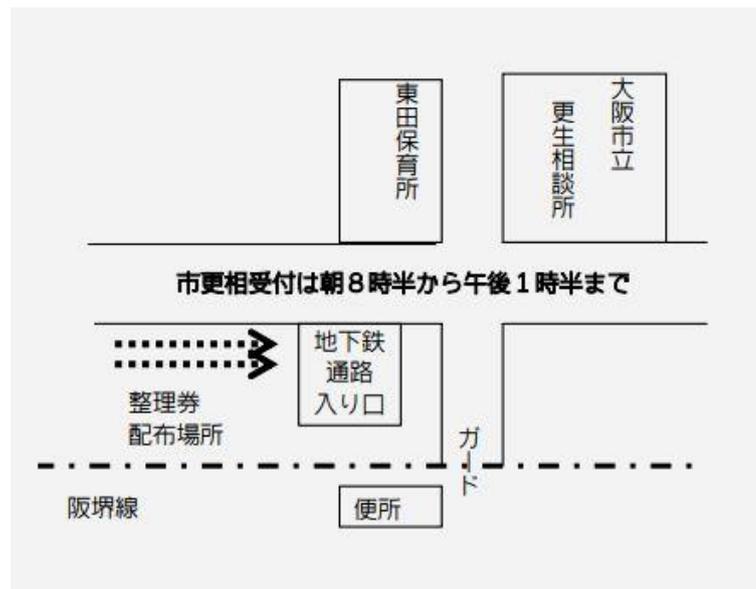
モータープール・コンビニ・100円ショップなどの出入口はふさがないで列を切ってください。

受付のための整理券は、29日早朝4時から配布します。

三角公園南・夜間宿所

12月30日夜から 1月6日夜まで休止

1月7日夜から再開しま



謹賀新年

今年もよろしくお願ひします

とくていひえいりかつどうほうじん
特定非営利活動法人

釜ヶ崎支援機構 職員一同

「自立支援等に関する実施計画」、大阪府・市意見募集開始

2004(平成16)年、申年が始まった。別にどうということもないのだが、世間の習わし、年あらたまの言祝ぎ申し上げます。

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。仕事が増え、多くの仲間が路上死から遠ざかることができるよう、共に頑張りましょう。

「ホームレス自立支援法」が成立して丸一年の昨年8月、国の自立支援基本方針が固まり、都道府県・市町村の実施計画策定の段階になっていたのだが、ようやく、大阪府・大阪市の実施計画の素案が発表され、意見募集の段階にいたった(裏面参照)。

誠に遅々たる歩みといわざるを得ない。

敷金支給を受けての生活保護の面では一定

の成果が上がり、野宿からアパート・マンション生活に移行した仲間も少なからずいるが、多くの仲間が望んでいる就労自立の道は遠い。生活保護に移行した仲間が抜けていつているので、輪番の回りがやや早くなっているが、まだまだ充分ではない。やはり日々に就労数が増大されなければ、問題解決にはつながらない。実施計画をより役立つものとするために、意見公募の機会も活用しよう。

60歳以上の生活保護申請再開
年末、一時中断していた生活保護申請を再開します。

もうすでに知っているように、ハローワークに通って準備のできた人は、釜ヶ崎支援機構事務所の2階、福祉部門に来て下さい。現在は60歳以上を中心に相談受付をしています。病気の人が、体力的に持たない人は、年齢に関係なく遠慮せずに相談に来て下さい。お酒の匂いをさせないで!

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。**

***生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**



深刻化する野宿生活者問題を解決するために

意見募集 「大阪市野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画」の策定に向けて

近年、不況の長期化で全国の失業者数が増加し、野宿生活者の問題がますます深刻化することが懸念されています。

これまで、大阪市では、野宿生活者の就労自立を目的とする自立支援センターの整備・運営や、巡回相談事業、特定公園内の仮設一時避難所の整備・運営等の事業を実施してきました。

こうしたなかで、平成15年1月～2月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく全国実態調査が行われ、その結果、全国の野宿生活者数は2万5296名、そのうち大阪府は6603名でした。大阪府の野宿生活者問題の特徴は、不安定就労層やあいりん地域の日雇い労働者等が野宿を余儀なくされた問題および失業等により野宿を余儀なくされた人の問題が複合していることがあげられます。

大阪府では、国が示した基本方針などに即し、有識者で構成する「大阪府野宿生活者(ホームレス)対策に関する懇談会」における助言も受けながら、野宿生活者問題の早期解決をめざして、平成16年度～20年度を計画期間とする、「大阪府野宿生活者(ホームレス)の自立の支援等に関する実施計画」を作成することとしています。

計画(素案)では、野宿生活者が自らの意思で安定した生活を営めるよう支援することを基本として、野宿生活者の自立を総合的に支援する方策などの内容が示されています。

●ご意見をお寄せください

この計画(素案)について、市民の皆さんから広くご意見を募集します。いただいたご意見を参考にしながら検討を重ね、平成15年度中に計画を策定する予定です。なお、計画(素案)は、1月15日から大阪府健康福祉局ホームページ(<http://www.city.osaka.jp/kenkoufukushi/>)に掲載するほか、大阪府健康福祉局ホームレス自立支援課(市役所2階)、各区の保健福祉センター支援運営課・地域保健福祉課、更生相談所等に設置しています。

応募・問合せ…郵送またはファックスで、1月15日～2月14日に、〒530-8201 北区中之島1-3-20、大阪府健康福祉局ホームレス自立支援課「計画の意見募集」係 電話6208-7924 FAX 6202-0990へ。上記の健康福祉局のホームページからも応募できます。(「大阪府政便り」・2004年1月号・No.648より転載)

関 淳一 新市長インタビュー＝「大阪府政便り」・2004年1月号・No.648より一部転載

『懸案のホームレス問題は、経済団体、労働団体、国・府等の行政機関や地域団体と協働して「ホームレス支援協議会」を設置し、就労へつなぐ仕組みをつくるとともに、安定した居住場所の確保など、総合的な対策を推進します。』

大阪府ホームレス)自立の支援等に関する実施計画(素案)への意見の募集について

平成14年8月に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第9条第1項に基づき、「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(素案)」を作成いたしました。つきましては、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(素案)」に対するご意見を募集します。

●募集期間 平成15年12月25日から平成16年1月24日(郵送の場合は24日の消印有効)

●提出方法 所定の意見提出用紙により、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法でご提出下さい。電話は不可。

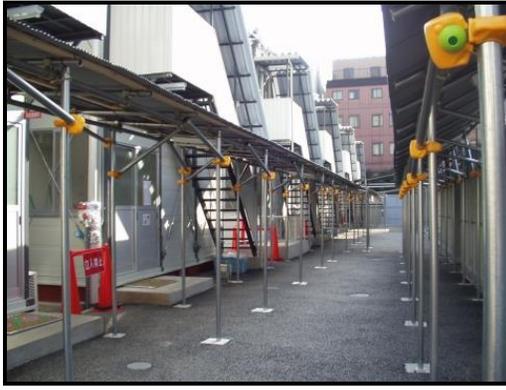
〒540-8570(住所不要) 大阪府健康福祉部社会援護課 自立支援グループ 宛

●大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(素案)の公表方法

府政情報センター・府民情報プラザ・健康福祉部社会援護課(府庁本館5階)。以上の場所で閲覧できます。



←シャワー室



写真は真ん中二二段ベッドは一組ごとに区切られている。洋式便器(左端)もある。



萩之茶屋緊急臨時夜間避難所

(三徳寮東隣)

開所

あいりん緊急臨時夜間避難所(三角公園南)と合わせて千人利用可能に

もうすでに知っている仲間も多いと思う

が、三徳寮 東隣の臨時夜間避難所が1月

22日から利用されている。今年4月から、3

年間利用が延長された三角公園南の臨時夜

間避難所と合わせれば、毎日千人分の寝場所

が確保されていることになる。

新しい宿所は、三角公園南のものと一味

違う。二段ベッドであることは変わらないが、

間仕切りがある。シャワー室も、脱衣所まで

が部屋うちになっている。便所も洋式のもの

が4機備え付けられている。ただ、補食とし

て乾パンが支給されるだけというのは変わ

りない。

利用希望者は、毎日並んで整理券をもらっ

ているわけだが、整理券配布は、三徳寮 東の

夜間宿所を先にし、三角公園南の夜間宿所

を後にしている。今のところ、三徳寮 東隣

の夜間宿所は一杯だが、三角公園南の夜間

宿所は、毎日、空きがある状態だ。列に並び

さえすれば、いや、列に並ばなくても5時半ま

でセンター西の整理券配布場所に行けば、

利用できる状況にある。3月中旬から5

月連休明けの時期を超えてみないと確とは

いえないが、多分、年中大丈夫の体制かと。

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。**

***生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**

せっかちな皆さんのために、内緒で情報をリーク!!登録の開始はいつから？

現在のカードを持っている人は3月15日から22日(と思われる)

大体せっかちであるので、年が明けると同時に、「今年登録の切り替えはいつからや」という問い合わせが増えてくる。「3月中旬や」と答えても、また、次に顔を合わせたときに、「いつや」とくる。

輪番登録については、西成労働福祉センターの仕事であるので、釜ヶ崎支援機構が登録の日を決めるわけではない。だから、中旬くらい、としか答えようがないわけだ。センターが、その内、詳しいことを張り出すから、それまで待つ、といっても質問は止まらない。

それで、しょうがないので、大まかなことを、お知らせする。ただし、センターが告知するまでは、おおよそこうなるであろうという予測情報でしかないことを、よくわきまえておいて欲しい。変更があっても、苦情を言わないでね。

登録の切り替えは、3月15日から始まる。その1週間くらい前から、登録申込用紙の配布が始まる。登録番号順に切り替えていくのは、3月22日まで。その後が新規登録の受け付けとなる。

登録番号によって、登録申込みをする日が一応決められているので、なるべく指定された日に行くようにして下さい。指定された日に行けなかった場合は、指定された日以後の早い時期に切り替えを済ませますこと。

生活保護受給者は登録できません!

これはもう、改めていうまでもなく、みんなよく知っていることだが、生活保護受給者は、輪番就労に登録できない。現在の登録輪番就労制度は、釜ヶ崎の就労機会が狭まっている高齢者(55歳以上)や野宿を余儀なくされている仲間を対象としたものだ。

高齢者の生きがい就労としての事業や、一定の収入を得ている人が更に収入を増やす機会を提供する事業ではない。

昨年9月から、主に60歳以上を中心に、職安(ハローワーク)に通ってもらって、敷金支給を受けた上での生活保護への移行を進めている。生活保護への移行が終わった仲間には、勿論、輪番就労から卒業してもらっている。そのおかげで、輪番の回りが良くなり、生活保護への

移行が果たせない仲間が、おおいに助かっている。今年も、3月の登録期間に、新規登録者が増えることになる。就労数の拡大が見込めず、新規登録のみが増えて「卒業」が少なければ、輪番の回りが悪くなる。一ヶ月に2回しか回らないということも考えられる。

60歳以上はほとんど卒業してもらいたい。そして、いからか安定した生活を確保した上で、仕事探しをし、次なる人生を切り開いてもらいたい。

阿倍野職安(ハローワーク)の利用方法

生活保護申請する前に、元気であれば職安通いをし、「求職受付票」をもらえ、最低5回は「職業相談」を受けなければならぬ。この手続きがよく判らなくて、

「エイ、65歳まで待つか」となっている仲間もいるようだが、阿倍野職安の受付に行けば、親切に案内してくれることになる。受付で、「野宿しているが仕事を探したい」といえば、相談の係まで案内してくれて、求職票の作成から仕事探しの方法まで教えてもらえる。3月までに多くの仲間が卒業することを願う!

集合場所が元の特掃事務所に戻ります(三徳寮東隣)

2月23日(月)から2日間違えて南職安跡地の方に行かないように

長らくセンターから遠くの集合場所へ通つてもらいましたが、2月23日(月曜日)から元の集合場所へ戻ることになりました。

臨時に使わせてもらっていたあいりん職安

みなみぶんちやうしゃあとち

南分庁舎跡地が、あまりにも広がったので、

元の場所の戻ると狭く混雑すると思いましたが、

まあ、狭さになれるまで辛抱して下さい。

皆もよく知っているように、特掃の予算の大きな部分が「雇用創出基金」に依存している。

その予算は2004(平成16)年度までしかないことになっている。

万が一、新たな予算措置がなされなければ、

2005年4月には、特掃の就労規模が縮小となり、今の集合場所が「適正規模」ということ

となるかも知れない。

大阪府や大阪市の「自立の支援等に関する実施計画」に特掃がしっかり位置づいていること

からすれば、「雇用創出基金」に関わりなく

就労規模が拡大することも考えられる。そ

れに備えて、西成労働福祉センターで日々行

われている輪番の紹介業務も含めて、再度、

あいりん職安南分庁舎跡地に集合場所が

移動することもありえる。

先のことはともあれ、くれぐれも集合場所

が元に戻ったこと、お忘れなく。

3月の就労数増加について

3月については、一日当りの就労数が増え

る。

府の就労分については、当初3月4日まで

しか予算が無く、3月5日からは一日当り70

人就労減となる場所であったが、府の方で

努力して予算を確保していただき、3月一杯

継続することとなった。

市の方は、こちらでも予算確保に努力してい

ただき、すでに1月途中から年度内一日当り

12人増員となっている。

3月の増員は、皆が経費節減に努めていた

だいた結果としてのもので、一日当りNPO

道路で5名、市域外で20名の増員となる。

これによつて3月は輪番の回りが多少早

くなる。番号の回りに注意して下さい。

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**

***生活保護受給者(居宅保護・施設入所・入院)は就労できません。**

「卒業、卒業言うけど、あいつまだ来てるやないか！」

「キツチリ返してもらおうから番号、名前、教えて」

「ウーッ、言われへん。長いつきあいやし、チンコロできへん。もう、ええわ。」

一年中あるのだが、特に登録の前後になると、こういう会話が増える。

西成労働福祉センターが、登録手続きを知らせるために配った紙には、次のように、しっかりと書かれている。

『この事業は生活困難な高齢労働者のための特別就労対策事業であり、事業主（大阪府・大阪市）・雇用主からの要請により、生活保護受給者や、それと同等の収入のある年金受給者などの申し込みはできません』

釜ヶ崎支援機構の「現場通信」でも、左下のようになっている。「ワシヤ、字が苦手でも通用しない。登録日には、必ず出掛けていって、声張り上げて、口頭でも説明している。」

「生活保護を受給するようになったら、輪番就労からは卒業する。野宿している仲間のために就労の機会を譲る」は、登録している者誰一人として知らないはずがないルールだ。

ルールを破って登録するのは、不正登録だ。不正登録して得たカードを使って就労するのは、不正就労だ。「そんなもん、黙ってたら分かれへん」というのは甘い。

それだけでなく、事業の主旨と違う登録者が増えれば、事業そのものが廃止されるおそれも出てくる。そうになると、不正登録、不正就労している個人の都合が、輪番労働者全体に不利益をもたらすこととなる。皆の利益のために、ルールは守ろう。

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがすれば就労できません。**
***生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**

いまだに生活保護は65歳以上と思いきこんでいる人がいます。

釜ヶ崎支援機構では60歳以上の生活保護相談を受けています。

不安定な生活から、少しでも安定した生活に移行してもらおうと、釜ヶ崎支援機構の福祉相談部門では、生活保護申請のお手伝いを行っている。

釜ヶ崎では長く、5歳以上でないと生活保護(居宅保護)を受けることができない状態にあつたので、いまだにその状態が続いていると思いきこんでいる仲間が多い。

確かに、以前は、5歳以上で、アパートを確保していないと、生活保護の申請は受け付けてもらえにくかつた。簡易宿泊所の敷金のいらぬアパートへの転業が進んだことにより、5歳以上については居宅保護の間口が随分と広がったにしても、年齢による制限は大きかつた。

昨年9月から、中之島野営地を中心に、年齢に関係なく、入居する予定のアパート・マンションの敷金・家賃の見積書を添付することによる、野宿からの生活保護申請を開始した。

方法としては、職安(ハローワーク)で「求職票」

をつくり、何回か通ってもらつて、働く努力を目に見える形にした上で支援運営課(旧福祉事務所)に申請に行く。生活保護申請後、決定までの間(おおむね2週間目途)生活ケアセンターで待機する。保護決定と敷金などの支給日が生活ケアセンターに届く。その指定された日に、仲介不動産業者と一緒に区役所に行つて、敷金・日割り家賃等の支払いをし、契約書・部屋の鍵をもらつて、その日から、アパート・マンションで生活することになる。勿論、布団や炊飯器・茶碗などが無いと生活できないので、「布団」「家具什器」についての見積書を、生活保護申請時、あるいは生活ケアセンターで待機している間に、支援運営課(旧福祉事務所)に提出する。業者と良く打ち合わせしておけば、入居の日に配達してもらふことができる。

この方法ですでに多くの仲間がアパート生活に移行しているが、残念ながら、50歳代はなかなか話が進みにくい。60歳を越えていれば、まず大丈夫とい

状況だ(病気・障害などがあれば年齢に関係はない)。

したがつて、輪番就労の卒業年齢は去年まで5歳であつたが、今年からは6歳になつたと考えてもらいたい。

60歳なつたら、生活保護受給で輪番就労を卒業していただきたい。簡単に言えば、輪番就労は、5歳以上、6歳未満の、センターで就労することも生活保護にかかることも困難な人が利用する制度である、ということになる。

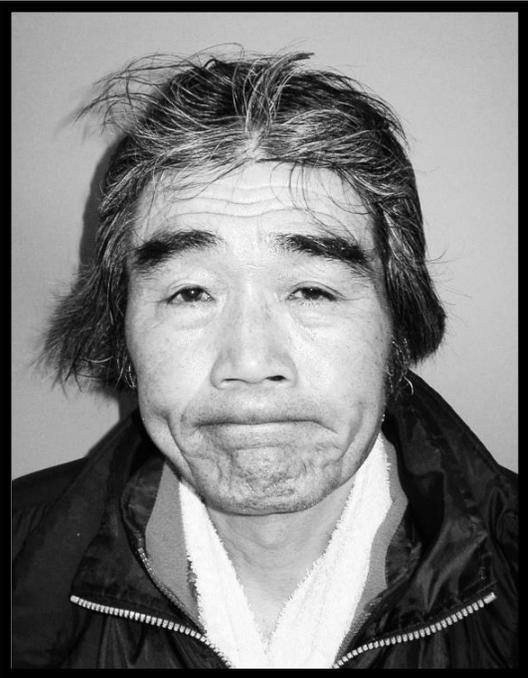
「そんな殺生な、まだまだ元氣だから、特掃で働きたい」という声も多いが、特掃は高齢者の生きがいのための仕事を提供することが本来の目的ではない。他に収入の道がない人のための事業だ。残念ながら、特掃で住み、食べられるだけの収入は得られない。だから、他に収入が得られる可能性のある人は、卒業してもらっているわけだ。生活保護を受けても、働いてはいけぬということはない。特掃以外の仕事を探してもらいたい。

「まだ頑張れる」は、もう危ない。転ばぬ先の福祉を！

輪番就労の仲間が、死亡・意識不明で入院⇨相次ぐ

昨年さくねんに引き続き、輪番就労りんぱんしゅうろうに登録した段野浩だんのひろしさんは、新しいカードを使うことなく、3月27日、富永病院で亡くなった。

段野さんは3月25日の晩、特掃詰め所の奥にある夜間宿所に泊まったが、翌朝の退所時間になっても目を覚まさなかった。呼吸が浅く、呼びかけても返事がなく、救急車が呼ばれ、杏林に運ばれた後、富永に転送され、翌日亡くなった。



▲ 段野 浩さん 享年 61歳

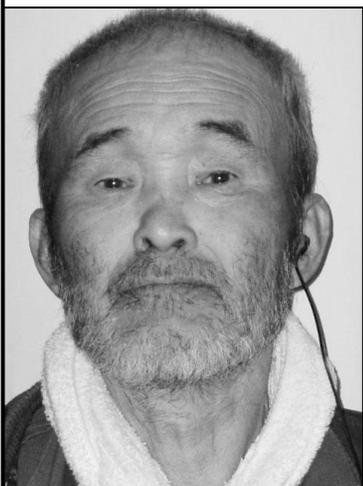
意識のなくなった3月26日は、段野さんの1回目の誕生日に当たる。病名は「クモ膜下出血」ということ

ようだ。9月の一斉検診の結果は、血圧が非常に高い以外は異常なしということだった。

矢部さんは、段野さんが救急車で運ばれた翌日か翌々日かに、就労に来て特掃事務所から救急車で運ばれ、何分か心臓が止まった後蘇生、しかし、意識が戻らず富永に転送され、集中治療室にいる。段野さんと同じ6歳。

矢部さんの場合は、昨年入退院を繰り返して、今年3月はじめに、久しぶりに就労に来た。やつれていたのが「入院していたのか」、ときくと、「そうだ」と答えた。「仕事に来る場合ではないだろう、生活保護の相談の方が先だろう」には、「まだいい」の答え。その日は、やはり体調が悪かったのか、道路で

た。やつれていたのが「入院していたのか」、ときくと、「そうだ」と答えた。「仕事に来る場合ではないだろう、生活保護の相談の方が先だろう」には、「まだいい」の答え。その日は、やはり体調が悪かったのか、道路で



▲ 矢部英機さん 61歳
富永病院で意識不明、2週間以上。入院中。

***酒気帯び就労は厳禁です。「酒」の匂いがあれば就労できません。**
***生活保護受給者（居宅保護・施設入所・入院）は就労できません。**

今年から新しく加わった仲間もこれを機会に考えよう

60歳すぎたら、居宅を確保して職探し生活保護で再出発を

で受付をしたものの、腕章を配る前に帰って、結局、不就労に。

再登録の日に列に並んでいたの、「もう登録やめて福祉にしたら」といったら、この時も「まだいい」。

次に就労に来た日が救急車で運ばれた日。足元もおぼつかなく、脈は弱く速い。それでドクターストップとなって、救急車が呼ばれたのだった。

あえて非情な物言いをする。「特掃は働いて賃金を支払う制度。死に面した病人が来るべきものではない。」

段野さんも矢部さんも1歳だった。5歳にしないと生活保護（居宅保護）が受けられにくかったときならいざ知らず、特掃に以前から来ている仲間は、60歳以上で敷金支給の上居宅保護が可能な現状をよく知っているはずだ

元気な仲間でも、職安で「求職受付票」をつくってもらい、5回「職業相談」

のスタンプを押してもらえば、生活保護を申請することができる。60歳以上では、受け付けられなかった例はない。

「元気なのに福祉は・・・」という声もあるが、居宅を確保して、輪番就労以上に働いている仲間もいる（勿論、区役所に対して収入申告は必要）。福祉にかかったからといって働いてはいけなというわけではない。安定した居所を確保することによって、いたって仕事に就きやすくなるようだ。

野宿・夜間宿所生活は、誰が考えても健康に良くない。寿命を縮める。敷金を払えば、風呂・トイレ・台所付きの部屋に住むことができる。60歳以上では

可能なことだ。

残念ながら、60歳未満の仲間にとっては、道は厳しい。選択の幅の少ない、これからも当分野宿を続けざるを得ないであろう仲間のためにこそ、限られた就労機会が配分されるべきであることは、誰が考えても理解できることだと思ふ。

60歳以上は、一日も早く特掃から卒業し、卒業することが適わない仲間のために、収入の道を譲ってもらいたい。千人が卒業すれば、残ったものが月に何回余分に就労することができると考えてもらいたい。

自らも助かり、他者をも助ける道を選択してもらいたい。

福祉にかかっているのに就労するなど、言語道断、仲間の血肉を食い物にするのに等しい所行である事に気づいてもらいたい。

安倍野職安（ハローワーク）から要望！

「月曜日と金曜日は混んでます。なるべく避けて下さい。」とのこと。

職安通いは「火・水・木」

職安にも混む日と少しましな日とがあるようだ。あいりん職安では、アプレがダブルで支給される月曜日と祭日あけが混むが、安倍野職安では、月曜日と金曜日が混むということのようだ。なるべく避けてもらいたい、という要望が伝わってきました。